

徳島県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
岡田 勝	阿波市土成町成当一六八一三	令和四年八月二十三日
杉本 洋子	徳島市上八万町西山一七九六	同 十一月十一日